

平成27年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成27年9月7日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 辻 勲 君
委員 増井 浩一 君
増山 裕司 君
武田 真 君
水島 美喜子 君
沢田 広志 君

副委員長 佐々木 政幸 君
委員 多比良 和伸 君
中道 博武 君
武田 圭介 君
北谷 文夫 君
小黒 弘 君
(議長 飯澤 明彦)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡 雅文
砂川市監査委員 奥山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	市務部	部長	角丸誠一
総務課	審議	監	湯浅克己
総務課	副審議	監	熊崎一弘
市長公室	課	長	安田正貢
政策調整	課	長	渋谷正人
政策調整	課	副審議	安原二之
税務課		長	河原希一
会計課		長	河端一修
市民部		長	川端幸人
市民生活	課	長	高橋正人
社会福祉	課	長	近藤恭史
兼子ども通園センター	所	長	
介護福祉	課	長	中村一久
兼ふれあいセンター	所	長	
経済部		長	田伏清巳
商工労働	観光課	長	福士哲也
農政課		長	小林信繁
建設部		長	古木政宏
土木課		長	荒木武雄
建築住宅	課	長	佐藤秀樹
建築住宅	課	副審議	金丸和弘
病院事務局		長	山川和彦
管理課		長	渋谷紀博
経営企画	課	長	洪朝日
医事課		長	山田基仁
地域医療	連携課	長	
附属看護専門学校	副審議	監	細川

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育		長	井上克也
教育次		長	
兼スポーツ	振興課	長	和泉肇
学務	課	長	大西俊光

社 会 教 育 課 長
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長
給 食 セ ン タ ー 所 長

山 下 克 己
橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 伏 清 巳

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 小 林 哲 也

7. 本議会の事務に従事する者

事 務 局 長 峯 田 和 興

事 務 局 次 長 高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開会 午後 2時31分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には佐々木政幸委員を指名します。

〔委員長 辻 勲君 着席〕

○委員長 辻 勲君 それでは、皆様、よろしくお願ひいたします。

ここでお諮りします。

本日の委員会に八幡正氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 委員会に付託されました議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算の8件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括で、次に事業会計の支出を審査する方法を進めたいと思います。こ

のことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどの総括を聞いていてちょっと心配になったので、委員会で質疑をします。

お二人の議員さんの中から出てきて、答弁が、いわゆる法律と条例との関係なのですが、いろいろなものは計画に盛り込んでいくのだというようなお話がありました。ただ、この計画がいつ策定できるのかという話になったときに、今後ということで、特別いつまでというのは答弁としてはありませんでした。結構長くかかりそうな雰囲気だったのです。その間というのは、やはり心配は心配だし、計画ができてから条例廃止しても構わなかったはずなので、何でそのところはそうになっているのか。今現在も本当に対応を急がなければならない空き家というのは市内にあるわけで、計画を待ってという、この待つ間というのがどのくらいあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 今後どのぐらいの期間で計画策定になるのかというご質問かと存じます。総括の答弁でもございましたように、全国的に計画策定されている市町村はまだ少ない状況でありまして、国や道の支援についてもまだ不透明な状況と、道内の市町村についてもまだつくっていないということで、今後その辺の情報を取り入れながら、なるべく早急に策定していきたいとは考えてございます。あと、計画策定できるまでは空き家対策は何もしないのかということは、決してそのようなことではなくて、法及び国の指針並びにガイドラインに基づきまして、新たに発生してくる空き家の調査ですとか、その指導や要請、対応については、これは休むことなく実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 法律は条例よりももっと、例えば税の関係だとかいろいろな形があるのはわかっているのですが、せつかく条例を持っているということは、それなりに空き家対策にしっかりと取り組んでいるものであるから条例ができていますよね。条例をつくる過程でこの計画ぐらいのことは議論しているはずなのです。そうでないと条例までつけれないのだから、何で我が先進市が今後国の例を見ながらだとか、他市の状況を見ながらなんて情けない話をしなければならないのか。条例というのは、うちとすれば大変な条例をつくったのです。そこがどうもわからないし、本気でそういうつもりがあるのか

どうか。だから、いつ計画を立てるのか、今すぐにだって取りかかっているし、条例を廃止する前にある程度の素案ができていてもいいのではないかというふうには思うのですけれども、今のところはそういう状況ではないというふうに考えていいですか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 条例策定の時期については、今現在いつとは申し上げられませんが、当然計画策定に対する準備は進めてまいりたいと。条例の廃止を決めた部分については、これは総括の中でも答弁しておりますが、法律と条例と並立では空き家対策について市民の方ちょっと混乱が生じるのではないかという判断で、重複している部分が大いなので、まず条例は廃止すると。法律並びに基本的な指針と国のガイドラインに基づいて、空き家対策は進めていくというような考えでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これも何でこんなに急がなければならないのか。では、具体的に法律と条例と一緒にあったときに混乱が起きるとするのは、例えば1つか2つでいいのですけれども、どういうことで混乱が起きるといことになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 管理不全な空き家に対して指導や要請をしていく場合、法律に基づく指導なのか、条例に基づく指導なのかというような部分ですとか、あと公表についても、条例では公表と言っているけれども、法律の中では標識の設置ということで事故防止を主眼に置いた対応となっております。空き家に対する措置の手続を進めていく上で、大きな内容の相違はないのですけれども、手続的な部分で若干の相違があると、これは法律に基づく手続として進めていくべきだろうというような例でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっとわからないのは、現実的に先ほども議論の中であった砂川の駅前関係も、緊急安全措置の中で、同意が得られたからという大前提でもあるのだらうと思うけれども、条例の中でああいう対応ができたわけですね。今度はあれが法律で同じようなことができるかといったら、相当大変になってくるかもしれないなど。つまり市長が命じるというところから、もう少しいろんなことを検討して、代執行みたいな形まで持っていけないとなかなかできないという可能性もあって、このところはそこをまた計画でうたっていくなりとか、協議会との協議の中でとかというふうになっていくのかもしれないのだけれども、それぞれ計画の協議会もまだ見通しが立っていないという、この状況はやっぱりまずいなというふうに思うわけです。せっかくあったものが、全部カバーができて、国の法律ができたことでうちの条例は完全に要らないというのならまだしも、先ほどの議論でいっても、条例にあるけれども、法律にない、逆もあるのだらうけれども、より市民に身近な条例であったことは間違いのないわけで、それを一気に準備も計画も、あるいは協議会もまだ先が見えていない中でなぜ条例の廃止を急がなければならないのかとい

う理由がもう少しわからないので、ここでは無理かもわからないけれども、どなたかどうぞ話してください。

○委員長 辻 勲君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 条例と法律との混在という部分では、手続的には、例えば先ほど言いました公表みたいなものがネット上で公表すると、法にはそこまでやるとやり過ぎだみたいなところもございますから、法は現地に看板を立てるだけです。そういったこととか、あとは手続的には今の条例でいけば審議会を開催して、勧告、命令、指導というのは全部そこを踏んでやっていくのですけれども、法律になればそういったものはない。ただ、協議会なるものができれば、そういったところにもお諮りしながらという位置づけになっているのかなと。それぐらいが大きな違いで、委員の選任についても法律で示されていますから、そういったところは入っていけるのでしょうけれども、計画を策定する前段にまず何が特定空き家かという定義がございまして、それには敷地も今度かかわってきます。これまでは、リストとしては危険な住宅というか、空き家は押さえていますけれども、改めてそういったものを調べ直さなければならないというのが作業としてあります。それは、協議会をつくってから調べるのか、前段に調べてから協議会を進めていくのかというところ、どちらを選ぶかだと思のですけれども、早急にそれは取り組んでまいりたいのですけれども、協議会的には実態をまず調べて、選任して進めたいというふうに考えていますから、28年度中にはもう協議会をつくって計画を策定していくという方向でいかないと、どんどんおくれていきますから、空き家に対する考え方というのは先ほどお話ししたとおり情報提供もしてもらいながら、こういったプロセスでこういった流れで最後は代執行までいくという流れのものを示さないといけないのかなというふうに思っておりますので、いつ設置して、いつ計画をつくるというところまでは今原課のほうは作業を進めていますけれども、作業の前にはそういった実態調査をしなければならないという部分がありますので、そこを今水面下で進めながらやっいていこうとしているところでもあります。計画策定とか、協議会設置は、そういったものがそろい次第すぐということと考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうだったとすれば、混在するマイナスよりもはるかにこの間の、平成28年度中という話なのですけれども、そっちのブランクのマイナスのほうが僕は大きいように思うのです。混在していて、法的にまずいわけではないですよ。法律が施行されたからって、条例があったらいけないという、確かに上位法律にあるものは条例ではというのは僕も知っています。ただ、そうでは絶対にないわけだと私は思うのです。実際公表というのは大きなことで、立て札を立てたってどうにもならないことってあると思うのです。今回の例の駅前は、まさに公表です。私が想像するに、議会でああなって、新聞で取り上げられたのです。新聞に取り上げられたのをその持ち主は見たのです。これはえらいことになってきたなと。えらいことになってきて、たまたまちゃんとした人が言ったから、

そのタイミングとして、もう、いい、好きなようにやってちょうだいと、そのかわり迷惑かけるのでないよという話があったと思うのです。だから、この条例というのはあそこの部分だけを見ても非常にいい条例なのです。許可が得られるようになったというのは、物事がこうやって公表されるからそうになっていくのです。立て看板を立てたって、そこの周りを通る人だけしか見ているわけではないわけで、だから法律がベストだとは言えないと私は思っているのです。

そういう意味でいって、では今これ制定に反対してどうなのというのものもあるのだけれども、今回まだなくすのではないと言って、どうなるのというのは私もわかりません。ただ、余りにも、こんなに頑張っすぎてなくなるとよかったですのではないのというのが率直なところで、ある程度調べて、計画や協議会をつくるために調べて、台帳か何かつくるのかわからないけれども、そうってから、準備が万端そろいましたので、条例は廃止しますといってもよかったですでしょう。何かよくなかった理由があるのかどうか教えてください。そうでないとなかなか、うん、わかった、賛成しますとなくなってきたでしょう。

○委員長 辻 勲君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 条例があって、駅前のビデオ店については条例の11条でしたか、緊急措置でやらせていただきましたけれども、民法の事務管理というのがありまして、それも同様の感じのものはできます。それから、条例がなくなって、協議会、計画ができるまで、その間どうするのだというようなところで今答弁しているところでもありますけれども、建物を取り壊すというか、処理するに当たっていろんな法律がございます。例えば冬に前に壊れました国道縁の商店については、あれは災害対策基本法を準用して解体まで持っていくと。今の駅前ビデオ店の危険な部分については、条例の11条の中で緊急避難措置的にやると。それらがなくなって、今後どうしていくのだというようなところでいえば、市長の権限で他法令によってできるものもありますし、ああいった危険なものについては事務管理というようなものの中で対処していけるということで対応していこうというふうにしております。ですから、法律には緊急避難的なものはありません。他法令によりながら対処していくというような状況ですから、それは法律に移行してしまったら何も手を打てないのかではなくて、他法令でそれは対処していけるという状況になりますので、その点をご理解をしていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 委員ご心配の条例をなくして、計画ができない間の措置という、空き家対策に関する措置の部分を心配されておられますけれども、空き家計画というのは勧告、命令、その辺の措置の部分も定めますけれども、そのほかに大きく今後の空き家の利活用ですとか、そういう部分も含めて計画の中で定めていくことになっております。ですから、利活用の部分で空き家計画を今後つくって役立てていかなければなりませんし、

措置の部分に関しては計画がなくてもいいとはもちろん言いませんけれども、今国から示されているガイドライン、それらで当面は対応できる、そういうふうを考えてございますので、今回条例を廃止して、計画は早急につくりますけれども、今そういう状況になるということをご理解いただきたいと存じます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これやめませんか、今回。市長、これ一回おろしたほうがいいかもしれない。今そうやって言うから余計なのだけれども、法律は空家等対策の推進に関する特別措置法なのです。うちの持っている条例というのは、空き家等の適正管理に関する条例なのです。だから、今部長が言ったように、空き家の有効活用だとかどうのというのを国が進めようとするのもあわせてこの法律なのです。でも、うちの条例は、そういう空き家を何とかしてもらおうとするための条例なのです。だから、性格的には違うのですよ、ダブるところはあるにしても。うちはもっと限定して、空き家がとってもふえているし、危険な空き家もあるので、そこをちゃんと適正管理するということに絞り込んだ、しかも市長が緊急安全措置までとれるようにしっかりと、しかも公表までしてやろうということを決めている条例なのです。

だから、そういう意味でいっては、これでまだ協議会でもちゃんとできる見通しが、このぐらいできているとか、計画がちゃんとできていて、条例なくしても何とかその中でやっていけるなというようなものがあれば安心していただけるのですけれども、全然急ぐ必要もないものなのに急にこうやって出して、納得できる答弁ではありませんよ、今の答弁では。答弁すればするほど、法律と今ある条例との乖離が大きくなっていくという感じがするのです。そこまでやったら、計画なんてなかなか立てられないでしょう。本当に難しい計画ができるようになると思うのです。その間に1件処理ができたから、ちょっと中途半端な処理だけれども、ああいう前例がこの条例であるものだから、余計そういうふうにするのですけれども、市長、どうですか、今慌ててやらなくてもいいように私は思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時02分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

副市長。

○副市長 角丸誠一君 条例から法律にできてということで、重複している部分はかなり多いということで、法制担当との打ち合わせの中ではこれはやはり混乱を招くおそれがあるので、廃止ではないかという考えをいただいているところであります。条例にあつて法律にないというものについては、先ほど武田委員さんからもご指摘ありました情報提供だとか、公表だとか、あるいは審議会の部分でございます。これらについては、先ほどのと

おり協議会なるものに移行していけるという部分と、危険な建物等については、倒壊しそうなおそれがあるものについては他法令でそれは対処していける。それは市長の判断によりますけれども、そういった部分がありますので、すぐ緊急的な崩壊して危険なものについては対処していけるという状況がございます。それから、情報提供等については、それはふだんからも、条例ができる前からそれは建築住宅課のほうで行っている業務でもありましたし、それからそういった危険家屋については指導文書というのも出しております。条例ができてからさらに進めていますけれども、そういったことは引き続き協力しながらやっていかなければならないものだというふうに思っています。ですから、条例がなくなって、法律に従って不安となる部分についてはどうなのだというところでありますけれども、他法令等、あるいは従来の業務等でカバーしながらそれは補っていきますので、問題点はないというふうに考えておりますし、心配はないというふうに思っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今後空き家対策として特に適正な管理に関するということに関しては、不安がない、しっかりとやっていけるという状態になっていけるのかどうか、最後に確認させてください。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 条例廃案いたしましても、法のほうで空き家の適正な管理は所有者の責任であると、市町村はそれに対して適正に対処していかなければならないというような基本的な考えは法律でもうたっておりますし、特定空き家になる、ならないは別にしまして、周りに危害を及ぼしそうな、もしくは迷惑をかけそうなものについては従来どおり建築住宅課を中心として全庁挙げて取り組んでいかなければならない問題だと認識しておりますので、今後もそのように取り組んでまいります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 何点かお伺いしますけれども、一問一答なので、1問ずつお伺いしてまいります。

まず、今回の条例改正というものは、番号法改正に伴っての規定の整備ということで提案理由が説明されておりましたけれども、従来の砂川市が持っている個人情報保護条例の一部を改正するというものであります。その中で、現在提案されている議案の6条の2の第2項でありますけれども、番号法においてはより一層保有する特定個人情報の利用の制限に関して限定がされておりますが、例えば国から参考情報として示されている条例のモデル案や多くの自治体では、この6条2項の本則の後にただし書きにおいて、本人または第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合にはこの限りではないという留保条項を設けておりますが、砂川市の条例においてはこのような改正案になっておりません。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ただいまご質問いただきました改正案第6条の2についてただし書きがないということについてでありますけれども、まず第6条の2は、個人情報全体が基本的に目的外で利用してはいけないと、その中で特に認められたものについては例外とするというのが現行の第6条のほうにございまして、第6条の2ではマイナンバーを含む個人情報、これが特定個人情報でありますけれども、これについてはその例外の規定の中でもさらに絞って、個人の生命、身体または財産を保護するために必要がある場合、そういうときにはマイナンバーを使うことが例外的に許されるであろうという条例であります。今委員ご指摘のただそういった場合においてもただし書きがついて、そういった場合でも認められないということがあるという条項が必要だったのではというご質問だと思いますけれども、当市条例におきましては、まず個人の権利利益の保護ということについては第1条、この条例そのものがご本人だけでなく、第三者だけでなく、個人皆さんの権利利益の保護という大前提に立っている中、具体的に第6条の2において私たち想定しているのは、例えば急病の方がいらして、その方がマイナンバーの情報を持っていらっしゃれば、その情報をもってご本人を特定することが、それがご本人にとって一番のことであろう、そういう生命、身体を守るという想定をそのようにしてございますけれども、そういった場合であってもなおかつご本人や第三者の権利利益を侵害するときはなかなか想定しにくいのではないかとという中で、またこの条例の法的根拠となっております個人情報保護法やマイナンバー法においてもそのただし書きというところは明文化されておりませんことから、今回そのただし書きについては盛り込んでいないところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今ほど答弁にあった個人情報保護法でありますけれども、個人情報保護法は2段構えで、1章から3章にわたっては公的部門と民間部門両方に適用されます。そ

れから、4章以降は民間部門に適用されるものでありますけれども、今答弁のあった利用の制限についての限定というのは個人情報保護法では第4章以下に規定されて、第14条に規定されているものです。ですので、公的部門に関するところで、確かに個人情報保護法ではありませんけれども、情報保護3法の一般法の一つである行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第8条の第2項でありますけれども、ここには今回と同じように利用目的以外のための目的のためにみずから使用し、または提供することによってというような形で規定がされている。当然こういった国の行政機関が保有する個人情報をしっかりと担保している法律の規定の中でも、今答弁にありましたけれども、うちはそういったようなものをそもそもさきの個人情報保護条例の段階から規定はしていませんでしたけれども、しかしながら国のこういった個人情報の保護に関する法律の中でもやはり留保条項として、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはこの限りでないというただし書きを留保条項として持っています。

たしか平成14年だと思いましたが、砂川市で個人情報保護条例ができたとき、全国的に同じ時期にできるのですが、このときの状況と今、13年ぐらいたって状況が変わってきています。というのも、情報技術の進歩や公的機関からの情報漏えい、つい最近では日本年金機構の情報流出等もありましたし、あるいは民間の大手企業からの情報流出等もあります。であるならば、これから番号法が施行されたときには、国は参考情報の中で従来の個人情報保護よりも厚く個人情報の保護には配慮してほしいというようなことを市町村や都道府県に、通達ではないのですけれども、参考情報としておろしているわけであって、本来であればこの改正を契機に時代に即した個人情報保護の規定と一緒に整備すべきではなかったのか。その辺について従来からやっていて、特に害はないし、そういったような例は考えられないというお話も先ほどありましたけれども、であるならば、法律や他の自治体がこのように条例や法律で規定していることも非常に不可思議なことであります。国等は何らかの不利益というようなものが起こってからでは遅いと、情報が流出してからでは取り返しがつかないこととなりますので、そういったようなあらゆる可能性を考えてのただし書きを参考情報の中におろしているわけであって、なおかつそれを砂川市は今回の条例改正で取り入れなかったわけですから、この辺はどういうふうに庁内で議論があったのかというようなことをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご指摘の国の機関に適用となります、国の機関では砂川市の個人情報保護条例に該当するものとして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律ですか、こちらがあり、こちらのほうには盛り込まれているというご指摘はそのとおりであろうかと思いますが、ただこの法律をもってして、またご指摘のとおり国の機関の保護の法律を上回る形での今回のマイナンバーに関しての番号法の制定というところであります、番号法のほうではそのただし書きのところまでは盛り込まれていないことから、当

市においてはそこまでの規定は今回は盛り込まなくてもよいのではないかという判断をした次第でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 砂川市は砂川市の判断としてそういうことをしたということでありませうけれども、私が先ほど国からの参考情報という話は当然砂川市役所のほうにもおりにきていると思いますけれども、番号法改正に伴っての既に個人情報保護条例を制定している自治体向けの参考情報であります。ですので、国からおりにくる情報の中に改正例規の参考例としてただし書きの文言がきちっと載っているものが来ているわけでありませうから、しかも番号法は、地方自治体に情報の取り扱いについては厳格に取り扱うようにというような注意までつけておられます。ですので、本則の中で、なかなか砂川ではそういう事例がなかったからということをついて、同じようにそれをつけ加えなくていいだろうといて落とすのではなく、仮にそれがついていたとしても今の事務段階のもので何か特段の労力がふえるわけでもない。むしろ安全性が担保されるのではないかというふうに思うのですが、その点についていかがお考えになるのかと、これも先ほど来の話の繰り返しになるので、あわせて聞きますけれども、総務省のホームページでは、先ほどの行政機関の保有する個人情報のところの解説でもありますが、一番最初の答弁でありましたように、本人の同意がある場合とか本人に提供する場合というのが例外事由として認められていると、そういうことが本人の同意があるのであれば、本人または第三者の権利利益を不当に損なうおそれはなかなか想定されないということでありませうが、しかしながらこういった本人または第三者の権利利益を不当に損なうおそれが認められないことが前提として条例の整備を行っていかねばならないというようなことは、総務省のホームページにも出ておられますので、その辺とあわせて、番号法はより厳格にというような趣旨も捉えるのであれば、今回はこの条例改正でもこれに瑕疵があるとか、不当なものであるとか、違法なものであるというわけではありませうけれども、今後は一緒にこの改正についても考えていくべきだと思いますけれども、その点についてもお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 当市におきましては、先ほど来ご答弁申し上げますけれども、直接的には行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律のところは付記しなかつたと。また、個人情報保護条例そのものにつきましては、例えば総務省から正式な形で通知として条例例がおりにくる市税条例ですとか、職員給与に関する条例ですとか、そういった形ではなく、今回もあくまでもイメージという形でのいわばモデルの提示でございましたので、これにつきましては非常に自治体によって個人情報保護条例の規定の方法というものは異なっている、全国一律的な部分ではないというところについてはご理解を賜りたいと存じます。また、今後についてというご指摘でございますけれども、今後とも国の動向を勘案しながら、必要な改正は行ってまいりたいと考えてございませうので、この点

についてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 条例は各自治体によって差異があつて当然ですから、決して金太郎あめのように並ぶわけではないのですけれども、今後はやはり検討する機会があれば検討していただきたなというふうに思います。

そもそも論として、このただし書きがないだけではなくて、道内でも先行して砂川市と同じように個人情報保護条例の一部を改正している自治体もあります。例えば旭川市ですとか函館市、これは6月の段階で改正案がもう議会で通っておりますけれども、砂川市と同じように規定しています。ただ、砂川市と異なる点もあります。それは、今回のこの改正案でも触れられておりませんが、例外事由として本来の目的以外で利用された情報について、それを目的外で利用したということと本人に通知するという規定がしっかりと担保されているということです。砂川市のもともとの条例にも入っておりませんが、今回の改正にも入っておりませんが、本来目的外で本人の情報が使われるということは、使われた当の本人はそれを知るすべがないわけでありますので、もしそれを知ったならば、その情報の利用をやめろという停止の請求もできるわけですから、今後はそれらも一緒にセットになって考えていかないといけない。個人情報保護というのは、国から準則みたいなものがおりてきますけれども、当然技術の進歩に伴い、どこでもパソコンがありますし、ネットワークを結べばどこから情報が流出していくかわかりません。ですので、そういったようなことも常に考えて、砂川市は砂川市の条例をつくるのもいいのですけれども、時には予防策としてほかの先進的な自治体の条例を参考にして、同じように整備していくというようなことも大切なことであろうと考えますので、最後にその辺の考えについてお伺いして質疑を終わります。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご指摘の目的外利用をした際の本人への通知という点でございますけれども、具体的に想定しているのが先ほど申し上げました例えば急病のときにご本人を救護するという、その際のご本人の特定という、こういった場面の想定から申し上げますと、それは必然的にマイナンバーがありましたから、あなたをこういう形で救護いたしましたというような、直接的にご本人にそれが伝わるであろうという考え方でございますけれども、ご指摘のように正式にそのことを規定という意味で盛り込むか否かということについては、今後改正する必要な機会がありましたら、その点を含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 ここ以外で多分聞くとところがないので、お伺いしたいのですけれども、今回の改正理由については提案理由の説明等でわかりましたが、住民基本台帳カードがなくなるということでありますけれども、今現在まだ有効期限のある住民基本台帳カード、私も持っていますが、持っている方については特に顔写真つきの住民基本台帳カードというのは公的な身分証明書として流通していますので、その辺は個人番号カードと併存することになるのですが、砂川市としてここは回収するとか、どのような、有効期限までは使えるのでしょうか、そうするとややこしい問題が起きてこないのかなということが心配されるのですが、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、住基カードなのですけれども、先ほどおっしゃいましたとおり、住基カードにつきましては有効期限というのがございます。この有効期限の失効までは、この住基カードは有効でございます。ただし、来年の1月1日以降になりますけれども、これ以降には新たな住基カードの発行、また更新手続はなくなります。そのかわりとしまして、今度個人番号カードというのがございますので、順次住基カードの有効期限が切れたものについては申請をしていただいて、今度新たに個人番号カードになるということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると少しの間、住基カードを持つ方と個人番号カードを持つ方、つまり2枚を持つ方が出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 一人で住基カードと個人番号カードを持つということとはございません。住基カードの有効期限が失効しましたら、今度は1月1日以降は個人番号カードの申請をしていただきますし、逆に住基カードの有効期限前に個人番号カードを申請していただいた場合には、個人番号カードを交付する際に住民基本台帳カードを回収する形になります。ですから、1人1枚ということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁いただいて私もわかったのですけれども、多分持たれている方というのは特に何も周知しなければわからないと思うのですけれども、この辺の周知というのはどういうふうになされているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの件につきましては、9月1日号の市の広報のほうに、電子証明というのも住基カードの場合にありますので、その取り扱いとあわせて一応周知しているような形になってございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 顔写真つきの住基カードというのは、例えばカードローンをするときでも十分公的な身分証明書として使えるわけにありますから、こういう制度の過渡期というときに不正が起こることがないようにしっかりと、1人1枚、個人番号カード、住基カードのどちらかしか持てないというようなことは私は何度周知してもいいと思いますし、広報紙に出したからといって、全ての方がそれを理解しているわけでもないと思います。ですので、その都度、その都度周知に努めていただきたいと思いますが、住基カードに関して気になるところが1つありまして、私は以前砂川市から一旦転出したことがあるのですが、転出した際に住基カードを持っていても特に回収するというようなことを砂川市の戸籍の窓口ではやっておりませんでした。今現在どうなっているかわかりませんが、他の自治体からこちらにまた戻ってきたときに、そのときには他の自治体でも住基カードをつくりましたけれども、そちらのほうでは転出するときにはきちっと回収するというようなことがありましたけれども、この点について、住基カードが間もなくなくなることはなくなるのですけれども、しばらくの間は公的な身分証明書として通用する期間もあるものですから、あわせてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、住基カードにつきましては、現在は住民票を異動したとしてもそのまま引き続き転入地のところで届け出をすることによって使用できるように、これは変わっております。ただ、転出されたことが3年ほど前であれば、この時点ではまだ引き続き使えなくて、砂川市内から市外へ転出した時点でそのカードというのは使えなくなっておりました。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 行政的には使えなくても、先ほど言いましたように公的な身分証としては、顔写真の下に有効期限が入っていて、普通に提示されただけではわからないわけです。公的に確かにICチップにあるものは使えないのかもしれませんが、それを携帯電話の契約ですとか、金融機関の口座の開設ですとか、カードローンを借りるときというのは行政に一々確認をしているとは思えませんので、多分そのまま運転免許と同じようにコ

ピーをとられるようなことがあって、流通してしまうというようなことがあろうかと思うのですけれども、中身的に使えないのと外形的に使えるのではやっぱり全然違うので、できれば、今回これが個人番号カードに切りかわるということですので、今現在は転出されるときはそしたら回収されるということで……

〔「それはしない」との声あり〕

回収はされないのですね。ですので、それもあわせて、転出されていく方には、住基カードをもしお持ちであれば、それを提出してくださいというようなことも言っていただきたいなというふうに思いますけれども、その点についてだけ最後にお伺いして終わります。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今の点についてなのですけれども、今度10月の中旬以降から通知カードというのが配られます。これもあわせて、今後の個人番号カードのあり方、この取り扱い方法について窓口で転居届、または転出、または転入ということでお客様がいらっしゃいますので、その点についてしっかり周知していきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 簡単なのですけれども、今回個人番号カードを交付されるときは無料なのですよね。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 個人番号カードの初回の交付のときには無料でございます。これにつきましては、通知カードと同じでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 以前、住基カードを私も持っていますけれども、住基カードのときの交付の手数料というのは500円、今回は800円になるのですよね、これはもし紛失してしまったりなんかしたときの再交付の場合も、それから有効期限を過ぎて、もう一回、何年ですか、10年後なのですかね、そのときも800円なのかどうかなのですけれども、住基のとき500円で、今回800円というのはどうしてなのでしょう。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 500円、800円の金額につきましては、国のほうからの基準として示されておりまして、この根拠としましては、通知カード、あと個人番号カード、それぞれ作成するわけなのですけれども、これらを換算して、そのかかる費用で割り返したときが800円、500円ということでこの金額になってございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だから、最初の通知カードとあわせてはわかります。でも、次は特別通知カードはないのですよね、そんなに手間がかかるのか、住基のとほとんど同じなのだと思うのです、写真つきであるとなれば。だったら、次のときには、再交付のときもそうです

けれども、まずはみんな行き渡るの間違いはないわけで、希望者なので申請した人なのでしょうけれども、それ以降も800円というのは、今の話でいくと通知カードとあわせてではなく、今度は個人番号カードの再交付というだけになるのだと思うので、根拠がちょっと違って来るのではないかなと、だったら500円でもいいのではないのですかというところなのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、個人番号カードの有効期限ということになりますが、住基カードのときには10年ということでしたが、個人番号カードの場合には10回目の誕生日までということになってございます。あと、初回の交付は無料ではございますが、その後10回目の誕生日を過ぎて次の更新ということであれば、800円ではございます。ただ、この800円という金額は国のほうから、これはそれぞれの自治体で手数料ですから、一律にこうでなければならぬというものではありませんけれども、ただ近隣、道内等を確認したところでは、やはりこの基準のとおり800円、500円というところでいっておりますし、この金額の査定の根拠としましてはこれらの作成に係る人件費も含めてなのですけれども、これも含めた金額で割り返したときにこの金額になるということで国から示されております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 人件費で割り返すって、それはちょっと、そんなのでは800円ではとてもではないけれども済まないのではないのというのはあるのだけれども、今言っていた理由が通知カードと、それから個人番号カードを両方発行するので800円というお話があったので、たしかそうだったと思うのですけれども、そう言った覚えはありませんか。それだったら何で800円って、これ根拠ってみんなないのかどうかかわからないのですけれども、相当高いのですよ、ほかのいろいろなものに比べてこの手数料というのが。何かそれなりの理由が、人件費だったらほかのカードでもほかの手数料も一緒だとは思いますが、住民票でも何でも。何か特殊なものがあって、要するに発行するのに手間がかかったり、より原材料が高いとか、そういうことで何か理由があるのかどうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、住基カードと個人番号カードの違いという点でいきますと、まず住基カードは、これは初回から500円、2回目の再交付も500円ではございました。ただ、今回の個人番号につきましては、初回は無料、金額は次の更新では高くなりますけれども、800円ということではございます。住基カードと比較ということであれば、住基カードの場合には初回の交付に500円かかっていたという違いはございます。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時44分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

続きまして、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項児童福祉費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この委託料なのですけれども、さっき本会議場で聞き逃してしまったの

です。具体的にどんなふうに病児・病後児保育施設というのが今後設置できるような実施設計になっていくのかをお伺いします。

〔「設置場所ですらよろしいですか」との声あり〕

設置場所も、どんな状況でというのを。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 病児・病後児保育施設でございますが、こちらの施設につきましては市立病院南館1階に設置を予定してございます。提案説明にもありますように、1階、市立病院院内保育所の北側隣の検診センターの一部を改修して施設を設置する予定となっております。改修場所につきましては、現在の検診センターの検査室、呼吸器の心電図、エコー検査室の2室を改修予定でございます。また、そのほかに診察室が3室ございますが、そのうちの一番院内保育所寄りの3番診察室を改修、あと廊下の一部を改修して施設を設置する予定でございます。また、施設設置に当たりましては、保育室3室、さらに遊戯室及び事務室、さらにはトイレ、幼児用のシャワー室、洗濯室を設置する予定としております。また、入り口につきましては、東側の道路から入ることができるように玄関を外づけて設置する予定となっております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 結構大変なのですね。最大と言ったら変ですけども、一時期に何人ぐらい保育ができるようになるのか。設計委託料が出ているので、工事費も結構になるのかなと、今の話でいくとどのくらいになっていくのか、余り詳しくという入札もあるのかもわからないので、大体のところを教えてくださいと思います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 保育室の関係なのでですけども、現在市立病院からその場所を提供していただいて設置するわけでございますが、こちらはスペースの関係上、保育室を3室予定してございます。このことから、1日の定員を一応3名と考えているところでございます。実際には、今回実施設計に当たりましては建築、さらには設備等に要する実施設計を委託するものでございます。設計図面を作成していただくに当たりまして、図面の枚数ですとか、それに係る人件費等を掛け合わせて今回の予算計上となっておりますところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 基本的にここに入れる子というのは、保育所に入所していて、急に病気になったりとかということで、一般的な子供たちは無理ということで考えていいのですか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この病児・病後児保育事業の詳しい実施内容については現在検討中でありまして、まだ確定はしておりませんが、一般的には今回提案させていただきましたように、子育て中の保護者が子供が病気になったときにも安心して働くことがで

きるようにということから、保育サービスを利用されている市立保育所などを中心に対象児童を考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 検診室が大分狭くなるという感じの今のお話だったのですけれども、病院としては大丈夫なのですか、検診も大事だと思うのですけれども、ちょっと横断的なのですけれども、聞かせてもらえればと思います。

○委員長 辻 勲君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 今社会福祉課長のほうから検診センターの一部を活用して実施していくと。そうした中では、検診センター内の診察室、現在3室ある部分を1室にすると。基本計画の段階から検診については充実させていただきたいという考え方を持ってこれまで整備をしてきたわけでございますが、全国的な医師不足、これは当院についても拒めない。そうした中では、現在の検診の診察室については1室で対応していくということでは、これについても事業管理者、そして院長並びに検診センターのドクター、これらについても了解を得ていると。あわせて、検診センター内にエックス線のテレビ装置を設置できる部屋、そしてマンモグラフィーもそこに設置できるようにはしておりますが、将来的にももしもそういったものがさらにそこでやれるというような状況になれば、そこについては特に鉛防護を施しておりますので、そういった部屋については残していると。そういったときに、万が一そうなくても、さらに倉庫として予備にとっている部分がありますので、そういったところも活用して、これらについても対応は可能と、そういった判断のもとに今回、今社会福祉課長が申し上げた部分を病児・病後児保育の設置場所として活用していくと、そういったことで市長、病院事業管理者のほうとも協議が済んでいるところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、20ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第5項住宅費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 端的にお伺いいたしますけれども、北光団地用地確定の測量業務委託料ということで2年間にわたって予算が出されておりますが、今年度はこういった作業をまずするのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 これは、北光団地の公営住宅の解体跡地を含めまして北光団地全体が今1筆の土地になっております。条丁目の区分もございません。土地利用上、道路ですとか公営住宅用地ですとか、解体跡地ですとか、都市計画公園とか、全て1筆の

土地になっておりますので、その辺で有効に活用できるように、測量して分筆していきたいということで、用地確定測量でございます。土地が広大なものですから、測量に長期間を要することから、2カ年の継続事業ということで、契約としては1本で2カ年継続して実施してございます。27年度の作業内容といたしましては、用地確定測量の中で、ちょっと専門的な用語になってしまいますけれども、基準点の測量ですとか、地籍図の転写ですとか、土地の登記簿の調査ですとか、そのような内部作業を中心とした、一部現地の測量もございまして、そのようなことで27年分の作業を行います。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、今ほどの答弁で現地に測量に行くこともあるというお話でしたけれども、専らはそのちよりも事務的な内容の業務のほうが今年度は多いという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 どうしても冬期間になりますと、雪が降ってきまして外部の作業は制限されてきますので、雪が降るまでは外部の作業もございまして、冬期間は内部の作業が中心ということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 継続費を組んで2年間ということでありましてけれども、大体はこういった大きな土地、1筆の土地を分筆して行って、いろんな作業がもちろんあるのでしょうかけれども、2年という終わりのほう、ただ漠然と2年ではなくて、これは総務文教委員会でも報告がありましたけれども、この用地を測量するに当たっては相手のあるお話も聞いておりますけれども、そうすると終わりの時期というのは非常に重要になってくると思うのですが、継続費を組んで2年越しの事業であるということはあるのでしょうか、今のタイムスケジュールで終わりの時期というものをどの辺に想定されていますか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 委託の終わりの時期としては、平成28年12月を予定してございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 こういったような作業の場合、教えていただきたいのですけれども、何をもって全体の作業が終了したというふうにして捉えればよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 先ほど申しましたように、現地の測量ですとか、今現在ある登記簿ですとか、地籍図の調査作業を踏まえまして、実際に現地で境界の確認ですとか、境界の測量、あと境界のくい設置ですとか、あと近隣の関係者の同意をいただくということで、最終的にはそれらの書類と測量実績図の作成というような作業でございまして。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。最後に1つだけお伺いしたいのですけれども、一番最初の答弁の中で条丁目の区分もないということでありましたけれども、これが今答弁されたことによって周辺の地権者の同意を得て確定した場合には、そうすると新たに条丁目の区分がそこでなされるという理解でよろしいですか、これを最後にお伺いして質疑を終わります。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 今1筆の土地の中で一応条丁目の境というのは、図面上は線が入ってございますけれども、実際には1筆になっていて分かれていないということで、その辺は道路を境として条丁目がきちんと分けられると、そういうことで登記するというようなことでございます。

○委員長 辻 勲君 ここで委員長より申し上げます。

議事の進行上、本日の審査時間を審査が全て終了するまで延長します。

審査を続けます。

他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、22ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、継続費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。8ページから14ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 本会議の提案理由の説明でもありましたけれども、新規事業の地域ケア会議定着等支援事業に要する経費ということで予算が今回道補助100%で計上されておりますが、いろんな講演等を行うということはわかりましたけれども、今現在想定している中でどんな講師を呼ぶというようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 地域ケア会議定着等支援事業補助ということでございますが、地域ケア会議は介護保険法にも位置づけられておりまして、今後医療から介護にスムーズに高齢者の方等を移行させるためには、それぞれ医療は介護の、介護は医療の基本的な知識が必要になってございます。そういった意味では、今回の講演会につきましては医療と介護と両方の知識を有しているというようなことで、内々には講師の方とご連絡をとって協議をさせていただいているというところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 何か抽象的なお話でしたけれども、そうすると当然のこととして医師が中心ということでよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 講演会の対象者というご質問でございましたら、今回の講演会の対象につきましては、もちろん医師も含まれておりますが、医療と介護のそれぞれの互いの立場を理解するという意味合いでは、医師であるとか、看護師、また理学療法、作業療法の専門職の方が医療の分野と、介護の分野におきましてはケアマネジャーさんですとか、それぞれ施設づきの専門職の方、そういった方を対象に講演会を開催したいというふうに考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

それで、今講師の方ということでございますが、協議させていただいておりますのは、函館市の高橋病院の理事長、医師の高橋先生なのですが、こちらの法人につきましては、

もちろん医療ということで病院も経営されておりますし、また同じ法人の中で介護施設も経営されているということで、医師の目から医療側の立場も介護側の立場も理解されているということで、この先生をお招きする予定であります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この種の講演会というものは、何回程度行うものなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 講演会自体は1回でございます。ただ、講演会の後に日時をまた別にして、参加していただいた専門職の方で今後の医療、介護の連携がどうあるべきかという学習会をまた別途開催することとしております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、会場使用料の18万円というのは、そういった後の勉強会も含んでの予算で、講演会1回だけのものではないという理解でよろしいですね。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 今のところ、1回目の講演会はもちろん使用料がかかる場所でございますが、2回目の場所につきましては今の予定としては市立病院を考えておりますので、現在での予算の分につきましては1回目の講演会ということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後にお伺いしますけれども、これに参加できる方というのは現在医療職、介護職として従事されている方に限定されているのだらうと思いますけれども、その方々は公的な病院だけではなくて民間の病院等もありますから、その方々に対する参加に対する周知方法等についてはどのようにされているのかをお伺いして最後の質疑といたします。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 周知の方法ということでございますが、医療につきましてはもちろん市立病院、あと医師会もでございます。歯科医師会、薬剤師会、それぞれの団体などを通して幅広く参集を呼びかけていきたいと思っておりますし、また介護の事業所につきましても地域包括支援センターなどを中心に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収益的支出について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 このたびのは中空知圏域の連携ネットワークシステムの構築ということでの1,600万余りの予算なのですけれども、新聞に出ていたものなのかなとちょっと予想はするのですけれども、これはそもそもこうやって砂川の市立病院のために役に立つものなのかなのですけれども、お伺いします。

○委員長 辻 勲君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 当院にとってもメリットがあるのかというようなことかと思えますけれども、今までは病院が個々に情報を抱えていたものなのですけれども、これを共有することによって、紹介されるとか、逆にうちから紹介するとか、そういうときそういう情報を効率的に使えるだろうというようなこともありますし、そういうことによって速やかに患者さんの紹介ができるというようなことをもってすれば、当然うちのほうもメリットはあるということだと思います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この連携というのは、いいようで、砂川にとってみるといろんな情報を流してあげて、医者も派遣してあげてというような流れの一つなのだろうと思うのですけれども、最近病院も随分患者も少なくなって、随分すいているけれども、大丈夫という声が聞かれるのですけれども、これはますますそうやって、よそに来なくてもその自治体、自治体の病院でも診れますよというサービスをどんどん増していくことになるのだろうというふうに思うのですけれども、そんなことして大丈夫なのかなと思うのですが、その辺はちゃんと計算づくでやっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 システムをつなぐことによって、収益的なもので増加があるという、極端にそういう増加を見込むことはできないのかもしれないのですけれども、目的が良質で効率的な医療を提供するということでございます。そういう意味では、うちの病院は急性期という役割がありますので、紹介、逆紹介をふやすことによって、例えば、これははっきりは言えませんが、かかりつけ医の先生方、ほかの病院に行ってもらって、うちの待ち時間が少なくなるとか、そういう意味では患者の満足度、こういうものが上がっていくとも考えられます。そうすると、外来では重症の患者さんや、例えば救急の患者さん、そういう方々、それから定期的にかかりつけ医の人からうちの病院に検査を依頼してくるというように、そういうようなことが考えられるので、患者さんは少なくな

るのかもしれないですけれども、本来の役割分担と外来の診療単価、こういうものも若干上がっていくのかなというように考えてはいます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市内のかかりつけ医とかという問題は、それはいいのです。市内の中でうまく循環できればそれにこしたことはないのですけれども、私が今心配するのは、中空知圏域全体としてこういうふうなことに取り組んでいくということなのですけれども、どうしても急性期の病院である砂川市立病院はほかではやれないことを引き受けなければならぬ。救命救急も医者も看護師もちゃんといななければいけないという状況を引き受けているわけですね。それにも増して、さらに今度はほかの病院にもサービスを提供していきこうという形になっていきはしないかなというふうに思っていて、今後病院としてもやっぱり不採算部門を我が市立病院だけで抱え込むということはなかなか難しいのだろうと思うのです。こういうことをやっていく中で、皆さんうちのほうにも不採算部門のところを少しでも負担を分担してくれるという気持ちはないのですか、ということ常時発信していないとまずいのだろうというふうに私は思っているのですけれども、こういうシステムを構築する中の話し合いの中で、今までそういう話というのは余り出てこないものなのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 まず、このシステムを協議する中では、特に負担金という話は公式的には出ていないです。ただ、救急ですとか、前々から言っているように各自治体の負担金等を取っていったほうがいいのではないかとかという話は、それはこの場ではないですけれども、違う場所、例えば定住自立圏の中でも負担金の問題も出ていますし、そういうのはほかの病院、まちと今後話していくということにはなっております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それ以上そっちに詰めていくと予算と外れていくので、とりあえずはこのことで砂川市の大きなメリットということは今考えられるところで、さっきもちょっと触れられたのだけれども、一般的ではなくてごく砂川市立病院に限って言うとうとうどういふことがあるのかというのをちょっと、1,600万かけていくわけですから、一、二例でもいいから具体的に話してもらえればなと思います。

○委員長 辻 勲君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 砂川市立病院、市内のメリットというような形になるかと思うのですけれども、先ほど言っていたうちは後方支援病院というような形にもなっていますので、普通の診療所から入院するときには情報を持っていけば入れるということ、それからお医者さん、こちらは今診療情報提供書というのを書いて情報を提供しているわけですけれども、これらはかかりつけ医の先生方などは、リアルタイムといいますか、つないでいただければ情報が細かくわかるというようなところ、そういう治療内容を紹介先

で見れるということです。そうすることによって、患者さんがかかりつけ医に戻った後もうちの例えば検査とか治療内容を見ながら患者さんに説明してあげられるとか、家族に説明してあげられるとか、そういうようなことも考えられているのかなというふうに考えます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 僕が勘違いしていたのかな、これ市内での地域のということではなくて、中空知圏域という話を聞いたのだけれども、それは間違いないですか。

○委員長 辻 勲君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 申しわけありません。先ほど砂川市内のというようなお話があったので、市内の話をしたのですけれども、今回は中空知の6自治体病院です。赤平、芦別、滝川、砂川、奈井江、歌志内、そこでつなぐことによって、芦別の患者さんがうちに来て、先ほど言いましたけれども、芦別に戻って地元の市立病院にかかる方もいらっしゃると思いますので、そういうところが情報共有できるということだと思います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 またもとに戻ってしまったのだけれども、だから本来だったら芦別から通ってきてもらわなければならない人が芦別でも赤平でもできるようになってしまうということ、よりそこが便利になっていくというシステムなのでしょう。だったら、砂川にとっては一体どういういいところがあるのかという話にまた戻るのですけれども、そのところを説明をしていただければと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 地域医療連携課長。

○地域医療連携課長 山田 基君 今言われているのは地域で完結する医療ということですので、そこはうちの役割分担、先ほども少しお話しましたけれども、急性期という役割分担、ここを強化していくという面でも理由にはなるのかなと、ほかの病院から、かかりつけ医といますか、ほかの市立病院から紹介されたきた患者を治療して返す、そういうのを繰り返すことによって向こうの病院からまた新たに紹介患者をいただけると思いますか、紹介してもらおうというようなことはあると思いますので、そういう意味では初診の患者さんがふえるとか、重症患者さんがふえるとかというような、先ほど言ったのですけれども、単価がふえていくというようなほうにつながっていくのかなというふうには考えています。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました議案第5号、第6号、第8号及び第7号、第1号から第4号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

どうもご協力ありがとうございました。ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時16分

委 員 長